

米トレーサビリティ法が 施行されました

「米穀等の取引等の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」が、平成22年10月1日に施行されました。

この米トレーサビリティ法とは、米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業(飲食業等)を行う「米穀事業者」に対し、取引等の記録の作成、保存を義務付けたものです。

更に、今年7月1日からは、事業者間及び一般消費者に対し、産地情報の伝達が義務付けられます。

◇事業者間の産地情報の伝達

対象品目を事業者へ譲り渡す場合には、伝票等又は容器・包装への記載により、情報伝達が必要です。

◇一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者へ対象品目を販売する場合には、容器・包装等への記載により、産地情報の伝達が必要です。また、外食店等で対象商品を提供する場合には、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

◇対象品目

○米穀(玄米・精米等) ○米粉や米こうじ、米菓生地等の中間原材料
○米飯類 ○もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

お問い合わせ先

農林水産省

北海道農政事務所食糧部

消費流通課米流通監視グループ

電話011-642-5470

北海道農政部食の安全推進局

農政振興課

電話011-204-5435

インフォメーション

平成23年度 国税専門官募集

1. 受験申込受付期間

平成23年4月1日(金)～4月14日(木)

2. 受験資格

- (1) 昭和57年4月2日から平成2年4月1日生まれの者
- (2) 平成2年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - イ 大学を卒業した者及び平成24年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - ロ 人事院がイに掲げる者と同等の資格があると認める者

3. 第1次試験

- (1) 試験日 平成23年6月12日(日)
- (2) 試験種目 教養試験(多枝選択式)、専門試験(多枝選択式)、専門試験(記述式)

4. 第2次試験

- (1) 試験日 平成23年7月19日～7月26日(うち1日)
- (2) 試験種目 人物試験、身体検査

5. 試験地

札幌市

6. 詳細についての照会及び受験申込先

札幌国税局 人事第2課 人事専門官(採用担当)

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎

電話011-231-5011(内線2315)

春の火災予防運動

■実施期間

平成23年4月20日(水)
～平成23年4月30日(土)

■統一標語

「消したかな」 あなたを守る 合言葉

乾燥や強風など、火災が発生しやすい気候となる季節を迎えるにあたり、町民皆様に火災予防をより一層心がけましょう。

また、高齢者を中心とする逃げ遅れによる死傷者事故を防止するため、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

北留萌消防組合 幌延支署

電話 5-1159